

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和7年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和8年2月10日

石川県監査委員	平 蔵 豊 志
同	谷 内 律 夫
同	村 上 勝
同	作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和6年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
一般財団法人石川県金沢勤 労者プラザ	令和7年12月25日	財政的援助等に係る出納その他の事務 の執行は、おおむね適正に処理されてい ると認める。
T & A 有限責任事業組合	〃	〃
株式会社マリパーク内灘	〃	業務運営において、ボートヤード利用 料の解約に係る返還が行われていないも のがあった。 今後、このようなことがないように注意 すること。
石川県職業能力開発協会	〃	財政的援助等に係る出納その他の事務 の執行は、おおむね適正に処理されてい ると認める。
株式会社アイ・イー・パート ナーズ	〃	〃
一般社団法人石川県馬主協 会	令和8年1月14日	〃
小松空港協議会	〃	補助金の事務において、補助事業に要 する経費配分の変更に係る変更承認申請 を行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意 すること。
社会福祉法人石川県社会福 祉協議会	令和8年1月15日	財政的援助等に係る出納その他の事務 の執行は、おおむね適正に処理されてい ると認める。
米新品種「ひやくまん穀」 普及推進委員会	〃	〃
株式会社岸グリーンサービ ス	令和8年1月19日	指定管理に係る委託料の事務におい て、収支決算書の支出の計上額に誤った ものがあった。 今後、このようなことがないように注意 すること。
		指定管理に係る委託料の事務におい て、仕様書に定めるレクリエーション保 険等に参加していないものがあった。 今後、このようなことがないように注意 すること。
社会福祉法人篤豊会	〃	財政的援助等に係る出納その他の事務 の執行は、おおむね適正に処理されてい ると認める。